

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 ホームページ開設等にあたっての市内業者への外部委託費 2 その他市長が必要と認める経費	2/3	15万円 (須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付された者で、事業開始から1年以内の場合 20万円)

(注)

- 1 補助対象経費となるもの
 - ・新たに開設するホームページの各種コンテンツ・ページ制作等に要する経費
 - ・既に開設しているホームページのリニューアル等に要する経費
 - ・ドメイン取得等に要する経費
 - ・その他市長が必要と認める経費
- 2 補助対象経費とならないもの
 - ・更新料、保守管理費等、ホームページを作成する際に直接関係しない経費
 - ・ソフト、機器等(パソコン、デジタルカメラ、スキャナー等)の購入又は賃借等に要する経費
 - ・プロバイダー契約料、サーバー賃借料、通信費等に要する経費
 - ・自社制作する場合の経費等
- 3 補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度、1回を限度とする。
- 4 補助金の交付申請をした年度内にホームページの開設、リニューアル及び経費支出を完了し、実績報告書を提出するものとする。
- 5 国、県その他市以外からの補助金、これに類する収入等がある場合は、その額を対象経費等から差し引くものとする。
- 6 事業が市の他の補助金交付要綱等において補助の対象事業とされている場合は、この要綱による補助の対象としない。
- 7 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた額を補助金額とする。